

令和5年度第1回釧路方面中標津警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和5年7月5日（水）午後2時25分から午後4時30分までの間

2 開催場所

釧路方面中標津警察署2階大会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 7人（定員7人）

会 長 小 椋 ともよ

副 会 長 松 村 啓 市

委 員 須 郷 洋 機、木 庭 繁 男、丸 田 光 雄、杉 本 秀、藤 野 貴 久

(2) 警察署員 9人

署 長 佐 藤 昌 宏

副 署 長 三 浦 隆 広

警 務 課 長 高 橋 徳 治

会 計 課 長 山 本 寛 雄

生 活 安 全 課 長 星 山 和 之

地 域 課 長 肱 岡 憲 昭

刑 事 課 長 佐 藤 道 夫

交 通 課 長 山 口 祐 一 郎

警 備 課 長 姉 崎 慎 人

4 会長及び委員挨拶

5 署長及び警察署幹部挨拶

6 懲戒処分等の報告について

7 議 事

(1) 業務概況説明

令和5年5月末における中標津警察署の業務概況

(2) テーマ協議

ア 特殊詐欺防止対策について

イ 飲酒運転の危険性について

8 一般質疑応答（答申）

(1) ゴミのポイ捨てに関して

○ 委員

- ・ 知床は世界遺産に登録されており、観光客が多く訪れるところ、一方でゴミのポイ捨てが散見されている。

- ・ ゴミのポイ捨てに関して自治体では広報誌等による注意喚起、ゴミ拾い活動を行っているが、警察はこの件に関して取締り等の目線でどう考えているか。
- ・ 小さなポリ袋にゴミを詰めてポイ捨てする者がいるが、例えば缶1つでも警察で取締りは可能か。
- ・ ゴミのポイ捨ては現行犯でなければ検挙出来ないと聞いたことがあるが、実際はどうなっているのか、それぞれ教示願います。

○ 警察

- ・ ゴミのポイ捨ては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件として捜査します。
事件となるかどうかは、ケースバイケースなので、ゴミの種類、量目等について明確な基準はありません。

(2) 中標津町の治安に関して

○ 委員

- ・ 中標津町は昔と比べて都市化が進み、外国籍の実習生等も増加しているが、警察ではどのような取組みを行っているのか教示願います。

○ 警察

- ・ 管内で外国人技能実習生等が増加しているのは把握しており、これら外国人と共生していくために、日本の文化や法律等を知って頂く必要性を感じている。
- ・ 当署では管内の日本語学校や外国人技能実習生等を雇用する企業に協力して、管内の外国人技能実習生らに対し、日本の法律についてそれぞれの母国語に翻訳された啓発・広報資料を配付し、実技で指導するなどの取組みを行っているところである。

(3) 飲酒運転の取締り状況について

○ 委員

- ・ 中標津周辺の飲酒運転に関して、人手不足でタクシーがおらず、夜間の公共交通機関が少ない中標津町では飲みに行った帰りの足がないというのが飲酒運転につながる一因となっているのではないか。
- ・ 警察では飲酒運転を減らすために、どのような取組みを行っているのか教示願います。

○ 警察

- ・ 当署における令和5年1月から6月末までの飲酒運転の検挙数は13件であり、昨年6月末対比でプラス9件となるなど増加している。
- ・ 夜間の交通手段が少ないことについては承知しており、引き続き飲酒運転の指導取締りはもとより、地域住民、飲食店、更には宿泊施設等に対して飲

酒運転根絶に向けた広報・啓発活動を実施していきたい。

- ・ なお、北海道の条例により7月13日が「飲酒運転根絶の日」に制定されており、同日に飲食店協会らと協力して飲食店を回って啓発活動を行う予定である。

9 委員からの意見・要望について

- (1) 交差点における交通違反防止のための交通取締り、啓発の実施について
交差点に設置している一時停止標識を止まらずに走行する車が多いため、取締り、啓発等を実施してほしい。
- (2) 電動キックボードの法改正に対する対策について
来年から電動キックボードが免許不要で走行できるようになると報道されているが、警察として交通事故防止のための対策をしてほしい。
- (3) 特殊詐欺絶無に向けた広報、対策について
還付金詐欺等の被害の防止については注意喚起をよく目にはしているが、それでも実際に特殊詐欺被害が発生している。こうした状況から、中標津警察署として関係機関等と連携した特殊詐欺防止のための広報、啓発をしてほしい。

○ 警察

現在対応中の事項もありますが、次回の協議会で報告いたします。

10 次回のテーマ協議

大規模災害の発生に備えた取組み

当署管内には標津断層帯があり、今後、同断層を震源とする大規模地震の発生が懸念されているところ、これを踏まえた取組状況について説明を求められたことから、次回協議会のテーマとして協議することとした。

11 次回開催予定

令和5年11月を予定